

公益財団法人日本バドミントン協会章及び旗取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人日本バドミントン協会（以下「本会」という。）が定める公益財団法人日本バドミントン協会章（以下「本章」という。）及び公益財団法人日本バドミントン協会旗（以下「本旗」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(本章及び本旗の取り扱い)

第2条 本章及び本旗は、本会の象徴であることを認識し、その取扱いにあたっては、尊厳と品位をそこなわないよう十分配慮しなければならない。

(本章)

第3条 本章の形状及び規格は、別表第1のとおりとする。

2 本章を利用しようとする者は、本章利用申込書(第1号様式)を会長に提出し承認を得なければならない。

3 前項の申込書の提出があったときは、会長は、その利用目的等が次に掲げる条件を備えているかどうかについて審査し、その利用の承認又は不承認を決定するものとする。

(1) 品位を損なわないものであること。

(2) 営利団体等が営利のため又は自己を標示するため使用しないこと。

(3) 本会の事業等と混同されるおそれのないものであること。

4 会長は、前項により本章の利用の承認又は不承認を決定したときは、本章使用承認通知書(第2号様式)又は本章使用不承認通知書(第3号様式)により第1項の申込者に通知するものとする。

(本旗)

第4条 本旗の形状及び規格は、別表第2のとおりとする。

2 本旗の使用にあたっては、品位を損なわないように留意しなければならない。

3 本旗は、次に掲げる場合に掲揚するものとする。

(1) 本会が主催する行事

(2) その他会長が必要と認めた催事

4 本旗の掲揚方法は、次のとおりとする。

(1) 国旗と併せて掲揚する場合は、建物等に(会場等にあつては、客席から)向かって左側に国旗を、右側に本旗を掲揚すること。

(2) 本旗のほかに2本の旗を加え、3本の旗を掲揚する場合の序列は、建物等に(会場等にあつては、客席から)向かって中央、左側、右側の順であること。

(3) 国旗と併せて掲揚する場合の本旗の大きさは、国旗と同一とすること。都合により大きさの相違する場合は、国旗より小さなものを使用すること。

(4) このほか、掲揚するにあたっては慣例に従った方法により行うこと。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月17日から施行する。

この規程は、2026年4月28日から施行する。

別表第 1
形状

ロゴタイプ①



ロゴタイプ②



ロゴタイプ③



別表第 2
形状及び規格



 PANTONE:3546C

name: 旗	size: W2040×H1350	scale: 1/2	date: 251120	No. D23661-1
---------	-------------------	------------	--------------	--------------

第1号様式

年 月 日

公益財団法人日本バドミントン協会長 様

住 所
団 体 名
代表者名
連 絡 先

公益財団法人日本バドミントン協会章使用申込書

このことについて、本章を利用したいので、公益財団法人日本バドミントン協会章及び旗取扱規程第3条第2項の規定により申請いたします。

区 分	内 訳
1 使用目的	
2 大会名	
3 使用方法	
4 使用期間	
5 その他(図面等を添付すること。)	

※プログラムがあれば添付してください。

第2号様式

公財日バ協会第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

公益財団法人日本バドミントン協会長

公益財団法人日本バドミントン協会章使用承認通知書

年 月 日付けで申し込みのありました本章の使用については、公益財団法人日本バドミントン協会章及び旗取扱規程第3条第4項の規定により次のとおり承認いたします。

区 分	内 訳
1 使用目的	
2 大会名	
3 使用方法	
4 使用期間	
5 使用条件	

第3号様式

公財日バ協会第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

公益財団法人日本バドミントン協会長

公益財団法人日本バドミントン協会章不使用承認通知書

年 月 日付けで申し込みのありました本章の使用については、公益財団法人日本バドミントン協会章及び旗取扱規程第3条第4項の規定により、次の理由により承認できません。

不承認の理由	
--------	--